

令和2年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

# 目 次

議案第 1 号 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 2 号）

議案第 2 号 令和 2 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例案

議案第 4 号 福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条例案

## 議案第1号

## 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第2号）

△印減

（総 則）

第1条 令和元年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第2項の年間総供給水量「91,812,303立方メートル」を「88,884,972立方メートル」に、第3項の一日平均供給水量「250,853立方メートル」を「242,855立方メートル」に、第4項の設備費 事業費「3,488,110千円」を「2,958,827千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業収益	12,713,868千円	△ 187,525千円	12,526,343千円
第1項	営業収益	11,370,848千円	△ 139,445千円	11,231,403千円
第2項	営業外収益	1,298,410千円	△ 48,080千円	1,250,330千円

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業費用	11,343,126千円	△ 222,667千円	11,120,459千円
第1項	営業費用	10,780,952千円	△ 275,119千円	10,505,833千円
第2項	営業外費用	465,405千円	52,452千円	517,857千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,458,188千円」を「6,062,012千円」に改める。)

(科 目)	収 入		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	1,492,952千円	△ 123,091千円	1,369,861千円
第1項 国庫補助金	527,946千円	△ 123,091千円	404,855千円

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	7,951,140千円	△ 519,267千円	7,431,873千円
第1項 設備費	3,488,110千円	△ 529,283千円	2,958,827千円
第5項 建設利息	10,417千円	10,016千円	20,433千円

令和2年2月3日提出

福岡地区水道企業団  
企業長 諫山 和仁

## 議案第2号

## 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和2年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |   |           |  |                   |
|---|-----------|--|-------------------|
| 1 | 用水供給先     | 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市 |                   |
| 2 | 年間総供給水量   |  | 91,567,674 立方メートル |
| 3 | 一日平均供給水量  |  | 250,871 立方メートル    |
| 4 | 主要な建設改良事業 |  |                   |
|   | 設備費       | 事業費  | 3,225,046 千円      |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,710,219 千円
第1項	営 業 収 益		11,446,366 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,263,853 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		11,375,079 千円
第1項	営 業 費 用		10,800,380 千円
第2項	営 業 外 費 用		569,699 千円
第3項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,001,918千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,623,408 千円
第1項	国 庫 補 助 金	578,968 千円
第2項	出 資 金	952,993 千円
第3項	その他の資本的収入	91,447 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	7,625,326 千円
第1項	設 備 費	3,225,046 千円
第2項	国 営 事 業 等 負 担 金	460,792 千円
第3項	償 還 金	3,934,488 千円
第4項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
牛頸浄水場整備事業	令和3年度	千円 720,000
管路整備事業	令和3年度 及び 令和4年度	1,050,000

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第 8 条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、80,110千円である。

令和 2 年 2 月 3 日提出

福岡地区水道企業団  
企業長 諫山 和仁



議案第3号

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月3日

福岡地区水道企業団企業長 諫山 和仁

理由

この条例を提出したのは、当企業団職員の派遣元である福岡市において、令和元年12月19日、福岡市職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、当企業団においても同様の改正を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年福企条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号及び第2号中「月額12,000円」を「月額16,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

（福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成30年福企条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し中及び附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。



議案第 4 号

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 3 日

福岡地区水道企業団企業長 諫山 和仁

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に鑑み、給与を支給される非常勤職員  
の補償基礎額について、常勤職員の例によることとする規定を整備する必要があるによる。

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和48年  
福企条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関  
が企業長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償  
等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務  
上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。